

入 札 説 明 書

環境省京都御苑の維持管理業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環境省自然環境局
京都御苑管理事務所

は じ め に

本環境省京都御苑の維持管理業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令+明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局京都御苑管理事務所長 小口 陽介

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 環境省京都御苑の維持管理業務〔総合評価落札方式〕
- (2) 特質等 別添 2「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）による
- (3) 納入期限等 令和 11 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 環境省自然環境局京都御苑管理事務所
京都府京都市上京区京都御苑 3
- (5) 入札方法 本件は、入札に併せて技術等の企画書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 15 条において準用する同法第 10 条各号（ただし、第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省における「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成 13 年 1 月 6 日環境会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 実施要項 11（4）の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。

- (6) 法人税並びに消費税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (9) 入札参加グループでの入札について
 - ①単独で実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書(以下「協定書」という。)を作成すること。
 - ②入札参加グループのグループ企業は上記(1)から(8)の全ての要件を満たすこと。
 - ③他の入札参加者又は所属する入札参加グループ以外の入札参加グループの構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
 - イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (10) 実施要項3. 2に掲げる資格及び業務実績を有する者であること。入札参加グループにより実施する場合は、当該業務を実施する者が満たしていること。
- (11) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、実施要項に基づき企画書を作成し、7. (1)の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から当該企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

京都府京都市上京区京都御苑3
環境省自然環境局京都御苑管理事務所庶務科
TEL: 075-211-6348

(2) 入札説明会の日時及び場所

日時 令和7年12月9日(火) 13時30分から

場所 環境省自然環境局京都御苑管理事務所 会議室
京都府京都市上京区京都御苑 3

- ※1 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。
- ※2 参加者多数の場合1社1名とする場合がある。
- ※3 本会場にて、実施要項の交付は行わない。

6. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。

提出期限 令和7年12月18日（木）17時00分まで
（持参の場合は、12時から13時を除く。）

提出場所 5. (1) の場所

提出方法 持参又は電子メール（KYOTO-GYOEN@env.go.jp）により提出すること。
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和7年12月19日（金）17時までに京都御苑ホームページの「調達情報」に掲載する。

7. 企画書の提出期限及び提出場所等

別添3—1及び企画書の提出にあわせて、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを提出すること。

(1) 提出期限

令和8年1月5日（月）17時まで

持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時から13時は除く）とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること（提出期限必着）。郵送する場合は、包装の表に「企画書在中」と明記すること。

イ. 提出場所 5. (1) の場所

ウ. 部数 別添3—1及びその写し 各1部
企画書 7部

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は電子調達システム上※3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※3 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：5. (1)の場所
電子調達システムの場合：電子調達システム上

(4) 留意事項

理由の如何によらず、企画書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

入札者は、その提出した企画書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. 企画書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じて、令和8年1月7日(水) 14時00分～16時00分の間にヒアリングを行う。

時間、場所については、入札者と調整の上、令和8年1月6日(火) 17時までに環境省が指定する。

ヒアリングに関する問い合わせ先：5. (1)のとおり

9. 企画書の審査

提出された企画書は、別添2の実施要項5. 1に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、環境省において審査し、合格した企画書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。企画書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった企画書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

10. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年1月20日(火) 14時00分

場所 環境省自然環境局京都御苑管理事務所 会議室
京都府京都市上京区京都御苑3

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1)の日時までに電子調達システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、証明書として7. (1)の日時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和8年1月19日(月) 17時までに5. (1)の場所へ持参、郵送又は電子メール(KYOTO-GYOEN@env.go.jp)により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

11. 落札者の決定方法

- (1) 次の各要件を満たす入札者のうち、別添2の実施要項5. 2に規定する「総合評価点の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ. 企画書が、別添2の実施要項5. 1に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、(1)の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とするところがある。

12. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、企画書には誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

13. その他

- (1) 企画書の履行の確約
契約書には、企画書が添付され、又は企画書の内容が記載されるものであり、落札者は、企画書の内容の履行を確約しなければならない。
- (2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合
企画書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。
- (3) 入札結果の公表 落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札 価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。
- (4) 企画書の取扱い
提出された企画書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の企画書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(5) 契約締結日までに令和8年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(6) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日 8 時 30 分～18 時 30 分

◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添 1 契約書 (案)
- ・別添 2 実施要項
- ・別添 3—1 企画書提出届け出様式
- ・別添 3—2 企画書様式 word 版
- ・別添 4 環境マネジメントシステム認証制度の例